

六月議会一般質問

市川市議会議員 荒木詩郎

緑風会の荒木詩郎でございます。初めての質問ですので、失礼にあたる部分もあるかとは思いますが、各論ではなく、基本的な部分についてお尋ねしてまいりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思ひます。

(経済・雇用対策について)

まず、経済問題、雇用問題について伺ひます。

デフレ不況が深刻化する中で、いま多くの国民は、自らの将来に大きな不安を抱えながら生活しております。自分の経営している事業が立ち行かなくなってしまうのではないかと。自分の勤めている会社のリストラにあって、失業してしまうのではないかとという不安であります。こうした不安を解消する事こそ、まず政治が取り組まなければならない課題であると考えます。経済問題・雇用問題は国の責任だから、国に任せておけばいいのだという姿勢ではなく、多くの市川市民が経済不安・雇用不安を抱えているのですから、市が手を拱いて見ているわけにはいかない。それを解消するための施策を、市川市自身が大胆に提示して実施していくという積極的な姿勢が必要であると考えます。これは市川市が新しい街づくりを進めるにあたって持たねばならぬ基本的な考え方でなければならないと思ひます。こうした基本的な考え方は、それが施策として具体的なものでなければなりません。この視点に立って市川市が実施している独自の施策があれば、まずお示しいたきたいのであります。

具体的に三点伺ひます。まず商店や会社などを経営している市民の将来不安の解消についてであります。国や県において行われている信用保証制度を市川市自らが引き、経営者の実情を把握した上で、銀行の融資を受ける企業に対して市川市が保証措置を講ずるといふ仕組みを導入すべきではないかと考えますが、理事者のご見解をお伺ひいたします。

第二に、リストラにあって失業した市民が再就職するまでの生活支援制度を創設するべきであります。雇用不安を抱えている多くの市民の中で、実際にリストラにあって失業してしまう方はごくわずかでありましょう。そのわずかの方のための支援措置を市川市が用意することによって、多くの市民の不安が解消されることになると考えますが、この点についての理事者のご見解をお伺ひいたします。

第三に、今の国会で職業安定法の一部が改正され、地方公共団体が住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に附帯して行う場合にあっては、無料職業紹介事業が実施できることになりました。私は市民福祉の向上のため、事業の実施を当然国に届け出るべきであると思ひますが、どのような準備をされておられるのかお聞かせください。

(時代を先取りした市政について)

次に、時代を先取りした市政について伺ひます。

国政の停滞をよそに、国の改革に先んじて、新しい政治の流れが今地方から起こりつつあります。ダムは要らないという知事が現われました。補助金は要らないという知事が現われました。国の顔を向いた政治ではなく、住民の目線に立った新しい政治の流れをつくろうという動きが地方から起こり始めたのです。市川市もその例外であってはなりません。破綻寸前の国家財政を見ても、国に依存した行政を改め、地方が自立して行くことがこれから特に必要になると思ひます。国や県をあてにするのではなく、明確なビジョンを示し、強力なリーダーシップをもった市政運営が求められていると思ひます。

市長は平成十五年度の施政方針でも、「市川市が時代の変化を的確に捉え、全国に先駆けた試みに数多く挑戦し、地方が主役の時代を先取りしてきた自治体のひとつであると自負しており、この姿勢は今後とも持ち続けてまいりたい」と表明されました。今の政治に求められているのは、まさにこの姿勢にあると私も考えますが、これまで時代を先取りしたどのような試みに挑戦し、また今後挑戦していかれようとしているのか、ご所見をお伺ひいたします。

(構造改革特区について)

次に、構造改革特区について伺います。

間違いなく到来するであろう地方分権の時代に備え、今のうちから十分な体制を確立しておく必要があると思います。分権の時代は、これまで専ら国に依存してきた行財政を自主・自立によって行おうとするものですから、自治体間の競争の時代でもあります。自らの権限と財源を駆使して市民のための行政を行い、その成果が目に見えて現れることとなります。そこに必要なものは、先見性であり、リーダーシップであり、目先の利益や利害・打算で政治・行政を行わないという政治家や職員の強い意識であります。それを具体的に実践する試みの一つとして取り上げるべき課題の一つが「構造改革特区」に対する取り組みではないかと思えます。

本来、規制の緩和や権限の移譲は実験的かつ先行的に一部の自治体に行わせるのではなく、全国一律に行うべきであるとは思いますが、この試みが将来の地方主権の確立をも視野に入れたものである以上、これに対する地方自治体の姿勢は、それぞれの自治のレベルがまさに問われる、市長の能力を問われる試金石とも言えるものではないかと思えます。

構造改革特区については、各自治体が、昨年八月に第一次提案を、また本年一月に第二次提案をそれぞれ行い、それを受ける形で、構造改革特別区域法が昨年の臨時国会で制定され、また今国会において、その一部改正案が成立しております。これに呼応して、他市においては、小学校に英語科の設置、ITを活用した不登校対策、幼保一元化等、それぞれの市に適応したアイデアが出されているのですが、この構造改革特区を、市川市は市政運営の中でどのように認識し位置づけてこられたのか、また市川市がこれまでどのように対応し、今後どのように対応していかれようとしておられるのか、お聞かせ願いたいのであります。

(市川市の教育方針について)

次に市川市の教育方針について伺います。

一九八〇年代の米国ではレーガン政権が『危機に立つ国家』と題する教育改革案をまとめて具体化し、また英国では、サッチャー政権下で次々と出された改革案が具体化するなど、欧米主要国は、国家戦略として打ち出した教育改革を国の競争力強化と経済発展に結びつけることに成功しました。

これに対してわが国では、GHQの干渉を受けながら一九四七年に制定された教育基本法が未だに改正されていないばかりか、昨年からは施行された新学習指導要領と学校週五日制には、「ゆとり」とは名ばかりで、学力の低下を招いたばかりであるとの批判も強く、将来を見据えた教育改革が進められているとは程遠い状況にあると認識せざるを得ません。

国家の教育政策がグランドデザインを欠いた中で、市川市がどのような理念・考え方にに基づき教育を進めようとしておられるのか、基本認識をお聞かせください。

私自身の考え方を申し上げます。日本は古来、世界の様々な文明、文化を取り入れて融合し、独自の文明をつくり上げてまいりました。そのことを誇りを持って見直し、その上に新たな文明を築いて人類に貢献していくべきであります。そのためにまず、日本の歴史と伝統と文化を教え、「よき日本人」を育てることが必要であります。国では「愛国心」ということで論争されているようですが、私は愛国心とは、よき日本人を育てることから生まれてくるのだと思います。自分の言葉で自分の国のことを語る「よき日本人」になってこそ、グローバル時代の「よき国際人」になることも可能になると考えます。その前提として、市川市においても、市川の伝統・文化・地域社会を愛することのできる教育を推進していくことが重要であると考えますがいかがでしょうか。また市川市の副読本にはそのような配慮がなされているとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

(市営住宅対策について)

最後に、市営住宅対策について伺います。

私は五月の臨時議会におきまして、市営住宅審議会委員に選任をいただきました。市営住宅が、健康で文化的

な生活を営むに足りる市民のための住宅であるよう努力してまいりたいと考えておりますが、この際、何点かご質問させていただきたいと思っております。

市営住宅からは市議会議員を選出することはできません。選挙に立候補することはできますが、当選したとたんに議員報酬が所得制限を超えるために、そこに住み続けることができなくなるのです。自らの地域から議員を選出することができない。これは憲法違反にもつながってくる。基本的権利を市が制限していることにはなりません。議員のような特殊な場合は所得制限を超えても市営住宅に居住できるよう、条例に例外規定を設けるべきではないかと思っておりますが、ご見解をお聞かせください。

市川市の市営住宅の多くは昭和四十年代、五十年代に建設されたものであり、今後の耐用年数等を考えると、建て替えを含め、維持管理のあり方を抜本的に見直していかなければならない時期にきていると思っております。その際、単に古い順番に建て替えれば良い、住宅さえつくれば良いというのではなく、高齢化や障害者世帯への配慮など、新しい時代に求められる居住環境を踏まえつつ、総合的・計画的に整備して行くことが必要であると考えます。例えば、バリアフリーや共同食堂を備えた高齢者専用棟をつくり、その周辺に子や孫などの家族やボランティアが居住する環境を整備することにより、市営住宅が高齢化することなくコミュニティを維持・発展させていくことができる。成長した子供が住宅を出て行くのではなく、子供が成長して年をとったら、子供を残して自らが近くの高齢者棟に移るといった考え方があります。即ち住宅建設についても、地域福祉のネットワークを考慮して作って行くということですが、いかがでしょうか。市川市では平成十五年度予算に「公営住宅ストック総合活用計画」の策定費が計上されておりますが、今後どのような方針で市営住宅の建て替えを進めていかれるのか、ご所見をお聞かせください。

今後の建て替えの方針に関連して伺いますが、一部の地域では、駐車場不足が深刻となっております。モータリゼーションの時代にあつて、車を持つことが贅沢といわれた時代はすでに遠い昔であります。市営住宅に駐車場を設置することについての基本認識と、既存の市営住宅の駐車場不足への対応についての市川市の考え方をお聞かせください。

次に、平成十四年度の市川市営住宅への入居申し込みが六二七世帯あったのに対し、実際に入居した世帯は四五世帯と、市営住宅への入居は狭き門となっております。しかし一方で、財政事情等を勘案すれば、新たな市営住宅を建設することは、なかなか困難な状況にあります。

新規市営住宅建設に代わる措置として市川市は借上げ型の市営住宅四十戸を保有しておりますが、この住宅への入居者に対しては、一戸あたり月平均四万一二五二円の事実上の家賃補助が行われております。月額四万円以上の補助金を四十世帯の個人に対してのみ交付するという制度のあり方は再検討すべきでないかと思っておりますが、借上げ型市営住宅についての市川市の基本認識と今後の方針をお聞かせください。

一方、現在市川市には、高齢者や障害者に対して、三万八〇〇〇円を限度として民間賃貸住宅への家賃を補助する制度が設けられております。平成四年度頃から予算措置として行われてきた制度であると同っておりますが、残念ながらアパートの立ち退きを求められた高齢者・障害者に対象が限定されております。立ち退きを求められた方以外にも対象範囲を拡大し、不足する市営住宅への入居を補完する制度として条例として制定するべきではないかと考えます。現在市川市には、持ち家取得に対する利子補給の制度は条例化されておりますが、もはやバブル期の持ち家奨励策を続けるばかりであつてはなりません。賃貸入居者のための家賃助成制度を新たに条例化することについて、市のご見解を伺います。

以上、ご質問が多岐に涉りましたので、時間がありませんでしたら再質問させて頂くこととし、私の質問を終わります。